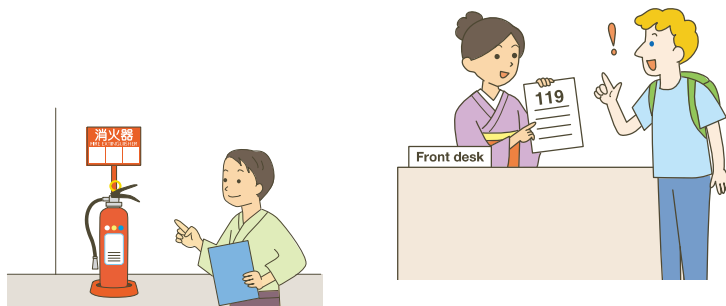


目 次

「京の宿泊所防火研修」の目的	1
宿泊施設における火災	2
防火管理の徹底	3
宿泊者への説明	4
宿泊者による出火防止	6
消防用設備等の設置	7
消火設備等の種類と役割	8
防 災	9
消防用設備等の点検・報告	10
地域における自主防災組織との連携	12
消防検査済表示制度	13



「京の宿泊所防火研修」の目的

< はじめに >

近年、観光客の増加に比例するように、主としてインターネット上の仲介業者を介し、本来宿泊施設ではない住宅等の全部又は一部を宿泊場所として旅行者に有料で提供する、いわゆる「民泊」と呼ばれる宿泊サービスが急増しています。

全国的に増加する民泊施設について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、「住宅宿泊事業法」が制定され、平成30年6月15日に施行されました。

このような状況から、京都市消防局においては、地域住民も安心する小規模な宿泊施設の防火安全対策の推進を図るため、今回、皆様に受講していただく「京の宿泊所防火研修」を新たに実施することとしました。

本研修は、小規模な宿泊施設の関係者の方々に對して、施設の運営に係る基本事項、出火防止及び地域連携等に関する講義や、消火・避難誘導等の実技訓練を実施させていただくことで、皆様にとって実効性のある知識と技術を身に付け、宿泊施設の適正な運営はもちろんのこと、宿泊者及び地域住民の安全と、安心して良好な生活環境の確保に努めていただくことを目的としています。



宿泊施設における火災

1 火災事例

京都市内で発生した宿泊施設における火災事例を見ると、「放火」、「宿泊者の不注意」が原因とするものが多く、また、宿泊者が持ち込んだ電化製品からの出火事案などもあります。

主な火災事例は次のとおりです。

発生年	業態	出火原因	火災の概要
平成 27 年	旅館・ホテル	放火（疑い含む。）	宿泊施設の駐車場が施錠されていたため、何者かが侵入し、駐車場内の段ボールに放火したものの。
平成 28 年	簡易宿所	放火（疑い含む。）	使用していない宿泊室が施錠されていたため、何者かが侵入し、宿泊室内の雑品に放火したものの。
平成 29 年	旅館・ホテル	白熱灯スタンド	ハロゲンランプにバスローブを掛けていたため、出火したものの。
平成 29 年	簡易宿所	リチウム電池	海外からの宿泊客が使用していたモバイルバッテリー内のリチウム電池から出火したものの。
平成 30 年	簡易宿所	白熱灯スタンド	海外からの宿泊客が、白熱灯の明かりを抑えるため、白熱灯に掛けたタオルから出火したものの。

2 小規模な宿泊施設における防火対策

小規模な宿泊施設において、火災が発生したときは、宿泊者による初期対応が必要となる場合があります。

そのため、宿泊者に対して、出火防止に努めてもらうことに加え、火災発生時の初動措置の説明を行うことも重要です。

3 法改正等の主な防火対策

過去から宿泊施設において多数の犠牲者を伴う火災が発生しており、近年では、ホテルプリンスの平成 24 年の火災発生を受けて、「適マーク」を交付する新しい表示制度が開始されるとともに、全ての宿泊施設に対して自動火災報知設備の設置が義務化されることになりました。

宿泊施設における大きな火災の被害状況

出火年	出火場所	事業所名	建物延べ面積	死者数	負傷者数
昭和 55 年	栃木県藤原町	川治プリンスホテル	3,582 m ²	45 名	22 名
昭和 57 年	東京都千代田区	ホテルニュージャパン	46,697 m ²	33 名	34 名
昭和 58 年	山形県山形市	蔵王観光ホテル	2,264 m ²	11 名	2 名
昭和 61 年	静岡県東伊豆町	大東館	788 m ²	24 名	0 名
平成 24 年	広島県福山市	ホテルプリンス	1,361 m ²	7 名	3 名

防火管理の徹底

宿泊施設からの火災の発生や被害の拡大を防ぐためには、日頃から、施設関係者の皆様によって、適正な防火管理が行われていることが重要です。

次のポイントに気を付けながら、宿泊施設における防火管理を徹底してください。

1 施設に対する主なポイント

- 施設全般における安全管理**
 - 施設における異状の有無などの状況確認を定期的に行うこと（毎日 1 回以上が望ましい）。
 - 関係者が不在となる宿泊施設は、10 分以内の駆け付け要件を遵守すること。
- 消火器などの消防用設備等の維持管理**
 - 消防法令に基づいた設備の点検や報告を行うこと。
- 適切な調理器具及び暖房器具の設置等**
 - ガスこんろ、電磁調理器、ストーブなどは、適正に設置し、火災予防上安全に使用できるようにすること。
 - 器具の清掃をこまめに行うこと。
- 放火防止対策**
 - 施設内及び施設周辺の整理整頓を行うこと。
- 喫煙管理**
 - 喫煙ルールの徹底や、灰皿に水を入れるなどの措置を行うこと。

出火危険に加えて、近隣者への迷惑になる恐れがあるため、宿泊施設周辺での喫煙は控えてもらい、タバコのポイ捨ては禁止するよう宿泊者に説明することが必要です。

2 宿泊者に対する主なポイント

- 緊急時の対応等について、原則として対面説明を行うこと。**
- 出火防止の徹底**
 - こんろ、電子レンジなどの調理器具や、ストーブなどの暖房器具を使用する際の注意点を説明すること。
- 正しい喫煙方法の周知**
 - 寝たばこの禁止や、たばこの吸い殻の始末方法などの説明を行うこと。
- 火災発生時の初期対応の説明**
 - 119 番通報要領、消火器の使用方法、避難方法などの説明を行うこと。
- 海外からの宿泊客への配慮**
 - 注意事項の説明などを行うときは、外国語で記載した書面等を事前に作成し、活用すること。

宿泊者への説明

出火防止に係る注意事項や、火災が発生した場合の初動措置については、チェックインの際、対面により、宿泊者にしっかりと説明を行ってください。

また、海外からの宿泊者にも対応できるように事前の準備も必要です。

1 説明時のポイント

- (1) 次の点について、宿泊者への説明を必ず行ってください。
 - ・火災が発生させる可能性がある器具等の適正な使用方法
(喫煙のルールやこんろの使用方法など、出火防止に係る注意事項)
 - ・火災が発生したときに適切な対応を行うための必要事項
(119 番通報要領、初期消火・避難の方法など)
- (2) 説明は、書面等を用いて分かりやすいものとしてください。
- (3) 説明事項を記載した書面等を、宿泊者が見やすく、かつ、火災が発生したときに宿泊者がすぐに確認できる箇所に、掲示等の方法により備え付けてください。
- (4) 海外からの施設利用者がいる場合は、外国語で記載した書面等を作成し、説明してください。
- (5) 対面説明を行ったことがわかるように、チェック表の作成や宿泊名簿等への追記などをしてください。



2 119番通報要領

- (1) 火災を発見すれば、まず 119 番通報を行うように、宿泊者に伝えてください。
- (2) 宿泊者が迅速かつ的確に 119 番通報を行えるように、「通報文例」などを作成し、見えやすい位置に掲示してください。
- (3) 宿泊者から緊急連絡先に火災発生との連絡があった場合は、119 番通報を行うとともに、直ちに現地へ駆け付け必要な対応を行ってください。

＜通報文例の作成イメージ＞

119番に電話して「火事です」と答え、建物の名前や場所を伝えてください。
Please dial 119 and say "kaji desu," along with the building and location.
我打 119「通知发生火灾了」并传达火灾建筑物名称及地址。
119로 전화하고 "화재입니다"라고 말하고, 건물 이름과 위치를 알려주세요.



Dial 119

HOTEL NAME
(ホテル名) _____

ADDRESS
(住所の場所) _____

火事・救急
Fire / First Aid
消防 / 救急

緊急連絡 Emergency Contacts

病院を探す Search for a Hospital
病院 搜索

火事・救急
Fire / First Aid
消防 / 救急

警察 Police
警察

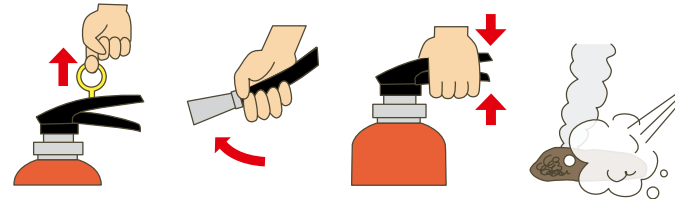
病院を探す Search for a Hospital
病院 搜索

近所の病院を探すサイト。ようすネット
Please use the website to search for the nearest hospital.
http://www.info.psp.aoyama.ac.jp/arc/arcmain/contents/03_07.aspx

3 初期消火の方法

火災が発生したときの初期消火には、消火器の使用が非常に有効です。消火器の設置場所や使用方法について、しっかりと説明してください。

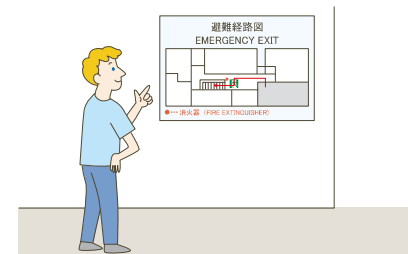
- ① 安全栓を引き抜く。
- ② ホースをはずし、火元に向ける。
- ③ レバーを強く握る。
- ④ 燃えているものに噴射する。



4 避難経路図の掲示

宿泊者が逃げ遅れることがないように、階段ホールや各宿泊室の玄関ドアなどの分かりやすい位置に避難経路図を掲示して、避難ルートを周知してください。

また、避難経路図には、消火器の設置場所などを明記してください。



5 火災を知る方法や避難方法の周知

自動火災報知設備や住宅用火災警報器が火災の煙や熱で鳴動することや、エレベーターではなく階段を使用するなどの正しい避難方法について、説明してください。

宿泊者による出火防止

出火防止対策の一つとして、宿泊者への注意喚起を忘れてはいけません。
建物火災は、「たばこ」、「こんろ」、「暖房器具」が原因となる火災の発生が多く、これらを踏まえて、宿泊者には、必ず火災予防に努めていただくよう、チェックイン時などにおいて周知することが重要なポイントになります。

1 調理器具などの使用方法

電子レンジ及びこんろなどの調理器具や、ストーブなどの暖房器具は、適正に取り扱わないと、火災に至る危険があります。

海外からの宿泊者に対しては、外国語で記載した書面やイラストなどで周知しましょう。

<主な注意事項>

● 電子レンジ

調理以外に使用しない
食品を必要以上に加熱しすぎない
アルミなどの金属が使用されている袋のまま加熱しない

● こんろ

使用中は離れない
スイッチを確実に操作する
可燃物との離隔距離を確保する

● ストーブ

燃えやすいものを近づけない
近くで洗濯物を干さない

● 照明器具

電球にタオルなどをかけない



2 たばこ火災の防止

たばこによる出火は、いつも火災原因の上位になっており、寝たばこや吸い殻の不始末など、喫煙者の不注意により発生しています。

このため、寝たばこの禁止や喫煙場所などの適正な喫煙方法やルールについて、必ず宿泊者に周知してください。

また、喫煙場所を設ける場合は、水の入った灰皿を配置するなどの措置を行うとともに、吸い殻は、定期的に廃棄してください。

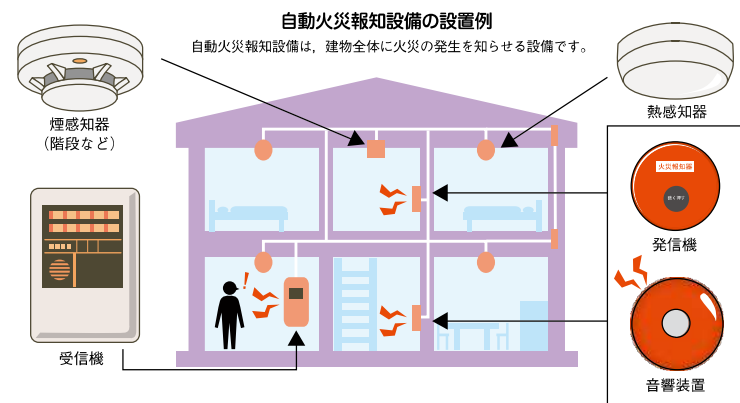


消防用設備等の設置

消防法令により宿泊施設には、次の消防用設備等の設置などが義務付けられています。

主な内容	主な基準
消火器	① 延べ面積 150㎡以上 ② 地階・無窓階（※1）・3 階以上の階で 50㎡以上のもの など
屋内消火栓設備	① 延べ面積 700㎡以上のもの ② 地階・無窓階・4 階以上の階で 150㎡以上のもの など
スプリンクラー設備	11 階建て以上のもの など
漏電火災警報器	延べ 150㎡以上のもの など
自動火災報知設備	全て
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積が 500㎡以上のもの
避難器具	地階・2 階以上の階で収容人員が 30 人以上のもの など
誘導灯・誘導標識	全て
防災物品の使用	全て
避難経路図	全て（※2）
携行用電灯	全て
消防用設備の点検報告 （年 2 回の点検、年 1 回の報告）	全て

※1 無窓階とは、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。
※2 住宅宿泊事業法においても、全ての届出住宅に設置が義務付けられています。



消火設備等の種類と役割

1 消火設備（消火器）

- 消火器は、火災を早期に発見したとき、いち早く使用するためのものであり、容易に持ち運びができて操作が簡単な消火設備です。
- 火災が天井面に立ち上がるまでに使用すれば、非常に効果的です。
- 消防法令では、防火対象物の用途や面積に応じて消火設備の設置が義務付けられています。
- 消火器には、火災の種類に応じた適応性があり、火災の種類に適したものを使用する必要があります。

2 警報設備（特定小規模施設用自動火災報知設備）

自動火災報知設備は、火災の煙や熱を感じし、警報を発することで建物全体に火災の発生を知らせる警報設備です。延べ面積が300㎡未満の小規模な宿泊施設については、通常の自動火災報知設備のように受信機（本体）、感知器（センサー）及び音響装置（ベル）等を設置して配線で接続する方法のほか、無線式の運動型警報機能付感知器を設置する方式の特定小規模施設用自動火災報知設備を設置できる場合があります。



3 避難設備（誘導灯・誘導標識）

避難設備は、火災の際に煙が充満し、避難のために設けられている階段等の避難施設が利用できない場合や、建物内の内部状況に不案内で避難階段の位置が分からない場合に、安全で確実に避難できるように補完する器具や、建物内部の混乱を防ぎ容易に避難施設に誘導するための誘導灯などをいいます。

- 誘導灯・誘導標識は、火災等の非常時において、避難口、避難通路を灯火により避難方向を表示し、避難時における混乱を未然に防ぎ、安全に誘導するものです。
- 誘導灯は、平常時では常用电源で点灯していますが、停電時には器具に内蔵したバッテリーなどの非常電源に自動で瞬時に切り替わり、20分以上点灯させることができます。



誘導灯



誘導標識

防 災

防災とは、「燃えにくい」性質のことであり、繊維などの燃えやすい性質を改良して防災の性能を与えると、小さな火源（マッチやライターなど）に接しても炎が当たった部分が焦げるだけで容易には着火せず、着火しても自己消火性（小規模燃焼において（有炎，無炎を含む）燃焼が継続しない性質）により燃え広がらない性質のことをいいます。

1 防災規制の対象となる防火対象物

カーテン、じゅうたん等の防火対象物品について、消防法令で定める基準以上の防災性能を有するものの使用が義務付けられている防火対象物のことで、宿泊施設はこれに該当します。

2 防災対象物品など

(1) 防火対象物品

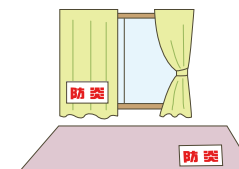
火災が発生した際、被害が大きくなることが予想される高層建築物、地下街又はホテル、病院、百貨店、劇場等において使用されるカーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等の床敷物、展示用合板、どん帳、工事用シート等、消防法令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないとされている物品のことです。

(2) 防災物品

防火対象物品又はその材料で、防災性能を有するもの。

(3) 防災製品

消防法に規定する防火対象物品以外の衣類、寝具類などの繊維製品について、火災予防に有効でその使用が推奨されるものとして、防災協会が独自の製品認定制度により、一定の基準以上の防災性能を有するものを防災製品として認定しています。



宿泊施設においては、火災による被害を最小限にするために、布団、枕、毛布及びカバーなどの寝具類は、防災製品を使用するように努めてください。

3 防災表示

カーテン等の防火対象物品又はその材料で防災性能を有するもの（防災物品）には、その防災性能を有する旨の表示（防災表示）を付することができるとされています。

この防災表示により、一般の使用者が購入する際及び消防機関の立入検査時における防火対象物品の使用状況についての確認を行う際、防災物品であることが確認できます。



消防用設備等の点検・報告

消火器などの消防用設備等は、いざというときに有効に機能するように、日頃から点検を行い、適正な維持管理を行ってください。

消防用設備等の点検には、専門知識、技術を持った消防設備士や消防設備点検資格者などが実施する消防法令に定める定期点検と宿泊施設の関係者等が行う日常点検があります。

また、宿泊施設に対しては、その点検結果を、1年に1回消防署に報告することが義務付けられています。

1 定期点検

- 専門知識、技術を持った消防設備士や消防設備点検資格者などが実施する消防法令に定める定期点検のことです。
- 定期点検を専門業者に委託する場合は、施設関係者が立ち会い、点検結果の確認や説明を受けるなど、適正な対応に努めてください。
- 消防用設備等の種別ごとに、点検の内容と期間が、次のとおり定められています。

(1) 点検種別とその内容

点検種別	点検内容
機器点検	1 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項 2 消防用設備等の機能について、外観又は簡易な操作により判別できる事項
総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じて確認する。

(2) 主な設備の種類ごとの点検種別及び点検期間

消防用設備等の種類	点検の種別	点検期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識	機器点検	6月ごと
自動火災報知設備、避難器具、排煙設備、特定小規模施設用自動火災報知設備	機器点検	6月ごと
	総合点検	1年ごと

2 日常点検

日常点検は、消防用設備等や防火・避難施設が、いつでも有効に使えるようにしておくために、有資格者が実施する定期点検とは別に、建物の用途や規模に関係なく行う点検をいい、施設関係者にとっては、重要な業務です。

施設に応じたチェック表を作成するなどして、日常点検を実施しましょう。

3 報告

宿泊施設については、消防法令によって、消防用設備等の点検結果を1年に1回消防署に報告することが義務付けられていますので、忘れないようにしてください。

4 自身による定期点検

- 宿泊施設が次の条件を全て満たしていれば、点検実施者が必ずしも有資格者（消防設備士・消防設備点検資格者）である必要はありません。

- 防火対象物の延面積は1,000平方メートル未満であること。
- 階段が建物の内部に1つのみで、かつ、3階以上の階又は地階に特定用途（飲食店や物販店等不特定多数の者が出入りする用途）がないこと。

- 点検の結果、不良箇所があれば、消防設備士又は消防設備点検資格者へ相談するなどして、修理や交換を行ってください。
- 点検結果は、1年に1回消防署に必ず報告してください。

総務省消防庁のホームページにおいて、自身による消火器の点検と報告を支援するために、点検の方法や点検結果報告書の記入要領をまとめたパンフレットの掲載などが行われていますので、参考にしてください。
(消防庁 HP : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)



地域における自主防災組織との連携

1 自主防災組織とは

京都市では、昭和34年から昭和36年頃にかけて、住民による防火組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるように発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成したものです。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

2 自主防災会活動（町内の活動）への積極的な参加

自主防災会では、各自主防災会で定められた規約や防災計画等に基づき、町内単位で防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検及び防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。

宿泊施設の関係者である皆様もこれらの活動に積極的に参加するなどして、地域住民との信頼関係の構築に努めて、良好な関係を築きましょう。



3 事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。

このため、京都市においては、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性を生かして、事業所と自主防災会との連携を図るという取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会とが応援協定を締結し、連携が図られているものとして、事業所側からは、防災活動の応援、避難場所の提供などの事例があります。

宿泊施設の関係者の皆様も、普段から地域との交流を行い、地域特性を踏まえ、災害発生時ににおける連携について検討していきましょう。

消防検査済表示制度

1 制度概要

小規模な宿泊施設からの火災や被害の発生を防ぐため、消防法令が守られているなどの一定条件をクリアした宿泊施設に対して、「消防検査済ラベル」を交付する「消防検査済表示制度」の運用を、平成30年6月15日から開始しました。

この制度では、宿泊施設の入口など、屋外の見えやすい位置に「消防検査済ラベル」を掲示していただくことで、適正な防火対策を行う安全な施設であることを、広く情報提供することができます。

2 消防検査済ラベル（大きさ：縦17cm×縦12cm）

銀色ラベル（1年更新）



金色ラベル（3年更新）



＜交付を受けるには＞

※申請の手続きが必要です。

● 銀色ラベル（1年更新）

→ 交付条件を全て満たしていること。

● 金色ラベル（3年更新）※上位のラベル

→ 3年継続して銀色ラベルの交付を受け、かつ、所有者等が「京の宿泊所防火研修」を受講していること。

※交付条件

- (1) 消防法令に適合していること。
- (2) 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等をわかりやすい場所に備え付けるとともに、宿泊者に対して、原則、対面による説明を行うこと。
- (3) 消火器を設置していること。

3 主な対象施設

旅館業施設又は届出住宅で、収容人員が30人未満の宿泊施設



4 交付・更新申請

- 宿泊施設のある行政区を管轄している消防署において、必要な手続きを行ってください。
- 申請後、消防職員が宿泊施設において、交付条件を満たしていることを確認します。
- 確認の結果、交付条件を全て満たしていれば、後日、「消防検査済ラベル」を交付します。

